



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（県民生活課）	1
告 示	
○ 特定計量器の定期検査の実施（県民生活課）	11
○ 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧（環境整備課）	11
○ 県営土地改良事業変更計画の決定・3件（村づくり計画課）	12
○ 村営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課）	13
○ 村営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）	13
○ 町営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課）	13
○ 民有保安林の指定の予定（森林緑地課）	14
○ 事業の認定（用地課）	14
○ 公共測量の実施の通知（道路管理課）	15
○ 都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課）	15
○ 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課）	15
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課）	16
○ 家畜商講習会の実施（畜産課）	16
訓 令	
○ 貸金業苦情相談員設置規程及び貸金業等調査員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課）	17

規 則

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第102号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和58年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第1条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第2条中「第1条第2項」を「第1条の5第2項」に改める。

第6条中「第30条第2項」を「第26条の29第2項」に改める。

第7条中「第38条」を「第24条の6の6」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「又は第12条」を「若しくは前条」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第14条第1項中「、直前決算期の貸借対照表及び損益計算書を添付し（資本金1千万円以上の法人に限

る。)」を削る。

第15条中「法第35条第2項及び法第42条第3項」を「法第24条の6の10第5項」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第14条関係)

業 務 報 告 書	
貸付残高500億円超 貸付残高500億円以下 (該当する箇所を○で囲む)	
第 期	(年 月 日から) (年 月 日まで)
登録番号 _____ 貸金業者名 _____ 住 所 _____ (電話番号 _____)	

(日本工業規格A4)

	年 月 日
沖縄県知事 殿	登録番号 _____ 貸金業者名 _____ (代表者名 _____ 印)
年 月 日から 年 月 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。	

(日本工業規格A4)

(別紙1)

業 務 報 告 書

目 次

1 貸付金の種別残高	(1)
2 業種別貸付残高	(2)
3 貸付金の金額別内訳	(3)
4 貸付金の期間別内訳	(3)
5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳	(4)
6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳	(4)
7 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等	(5)
8 無人契約機及び現金自動設備設置台数	(6)
9 自己検証の状況	(6)
10 貸金業協会等への加入状況等	(7)

(記載上の注意)

- 1 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示すること。
- 2 各表中該当事項がない場合は、「-」と、単位未満の場合は「0」と記載すること。
- 3 構成比等の比率は、特に注記がない限り少数点第3位以下を切り捨てて表示すること。

4 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載すること。

(日本工業規格A4)

(別紙2)

登録番号

貸金業者名

1 貸付金の種別残高 (年3月末)

(単位：件、百万円、%)

貸付種別		件数・残高		平均約定金利	
		件数	構成割合	残高	構成割合
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%
	有担保 (住宅向を除く)				
	住宅向				
	計				
事業者向	貸付				
	手形割引				
	計				
合計			100		100
うち株式取得資金の貸付					

(記載上の注意)

- 1 平均約定金利は、加重平均により小数点第2位まで記載すること。
- 2 平均約定金利は、算出不能の場合、推定値を記載すること。
- 3 住宅向は、住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付を行う場合を含まないこと。
- 4 担保には、保証を含めないこと。
- 5 構成割合は、合計に対する割合を記載すること。
- 6 株式取得資金の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載すること。
- 7 件数は、契約件数を記載すること。極度額方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しないこと。
- 8 残高は、貸付当初の元本ではなく、残元本を記載すること。

(日本工業規格A4)

(別紙3)

登録番号

貸金業者名

2 業種別貸付残高（ 年3月末）

（単位：件、百万円、％）

業種別	先数・残高	先 数		残 高	
		構成割合	構成割合	構成割合	構成割合
		件	％	百万円	％
建設業					
製造業					
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業					
卸売・小売業					
金融・保険業					
不動産業					
飲食店、宿泊業					
医療、福祉					
教育、学習支援事業					
複合サービス事業					
サービス業（他に分類されないもの）					
個人					
その他					
合計			100		100

（記載上の注意）

- 1 業種別貸付残高は、貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類すること。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類すること。
- 3 「先数」は、名寄せした債務者数を記載すること。
- 4 表1の消費者合計と表2の個人欄の残高は、一致すること。

（日本工業規格A4）

（別紙4）

登録番号

貸金業者名

3 貸付金の金額別内訳 (年3月末)

(単位：件、百万円、%)

金額別	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	残高	構成割合
	件	%	百万円	%
10万円以下				
10万円を超え30万円以下				
30万円を超え50万円以下				
50万円を超え100万円以下				
100万円を超え500万円以下				
500万円を超え1,000万円以下				
1,000万円を超え5,000万円以下				
5,000万円を超え1億円以下				
1億円を超え5億円以下				
5億円を超え10億円以下				
10億円を超え100億円以下				
100億円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				

(記載上の注意)

- 1 貸付残高が自己資金（法人の場合は自己資本）の額を超える貸付先すべて（当該先が20に満たない場合にあつては、貸付残高上位20位までの貸付先）について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出すること。
- 2 自己資金とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいうこと。
- 3 自己資本とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む。）の合計額を加えた額をいうこと。

4 貸付金の期間別内訳 (年3月末)

(単位：件、百万円、%)

期 間 別	件 数		残 高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
1年以下	件	%	百万円	%
1年を超え5年以下				
5年を超え10年以下				
10年を超え15年以下				
15年を超え20年以下				
20年を超え25年以下				
25年超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 期 間				

(記載上の注意)

- 1 1件当たり平均期間は、加重平均により算出すること。
- 2 期間は、約定期間によること。

(日本工業規格A4)

(別紙5)

登録番号

貸金業者名

5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳 (年3月末)

(単位：件、百万円、%)

金 額 別	件 数		残 高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下	件	%	百万円	%
10万円を超え20万円以下				
20万円を超え30万円以下				
30万円を超え50万円以下				
50万円を超え70万円以下				

70万円を超え100万円以下				
100万円を超え150万円以下				
150万円を超え200万円以下				
200万円を超え300万円以下				
300万円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				千円

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表1の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致すること。

6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳 (年3月末)

(単位：件、百万円、%)

金利別	件数・残高		残高	
	件数	構成割合	百万円	構成割合
	件	%	百万円	%
10.0パーセント以下				
10.0パーセントを超え15.0パーセント以下				
15.0パーセントを超え18.0パーセント以下				
18.0パーセントを超え20.0パーセント以下				
20.0パーセントを超え22.0パーセント以下				
22.0パーセントを超え24.0パーセント以下				
24.0パーセントを超え26.0パーセント以下				
26.0パーセントを超え28.0パーセント以下				
28.0パーセントを超え29.2パーセント以下				
合 計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表1の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致すること。

(日本工業規格A4)

(別紙6)

登録番号

貸金業者名

7 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等 (年3月末)

(1) 新規契約状況

	件 数 等	うち	
		有人営業所等	自動契約機
新規申込件数	件	件	件
新規契約件数	件	件	件
新規契約率	%	%	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載すること。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載すること。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載すること。

(2-1) 新規契約状況

	件 数 等	うち	
		有人営業所等	自動契約機
新規貸付総額	百万円	百万円	百万円
新規貸付件数	件	件	件
新規平均貸付額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載すること。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載すること。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規契約件数で除した数字を記載すること。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2)当該年度の貸付け状況」を記載すること。

(2-2) 当該年度の貸付け状況

	件 数 等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載すること。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載すること。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載すること。

(日本工業規格A4)

(別紙7)

登録番号

貸金業者名

8 無人契約機及び現金自動設備設置台数 (年3月末)

		設置台数	
1	無人契約機	(台)	
2	現金自動設備	(台)	
	(1) 自社設置分	(台)	
		うち現金自動受払機	(台)
		うち現金自動支払機	(台)
	(2) 提携分	(台)	
		うち現金自動受払機	(台)
		うち現金自動支払機	(台)

9 内部監査の実施状況

	自己検証の実施
--	---------

(記載上の注意)

内部監査において、自己検証を行っている場合は○印をするとともに、自己検証の記録を添付すること。

(日本工業規格A4)

(別紙8)

登録番号

貸金業者名

10 貸金業協会等への加入状況等 (年3月末)

1	貸金業協会に加盟している。
2	日本消費者金融協会に加盟している。

3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している。
4	日本事業者金融協会に加盟している。
5	(社) 全国信販協会に加盟している。
6	(社) 日本クレジット産業協会に加盟している。
7	日本クレジットカード協会に加盟している。
8	割賦購入あっせん業者として登録されている。
9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している（関係会社が同法人に加盟している場合を含む。）。
10	自動車関係の公益法人に加盟している（関係会社が同法人に加盟している場合を含む。）。
11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している（関係会社が同協会等に加盟している場合を含む。）。
12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している（関係会社が同法人に加盟している場合を含む。）。
13	質屋の許可を受けている。
14	(社) リース事業協会に加盟している。
15	日賦貸金業者として登録されている。
16	上記のいずれにも該当しない。
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること。	

(記載上の注意)

- 1 1～16の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項における関係会社をいうこと。

(日本工業規格A4)

第6号様式(表)中「貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第35条第1項及び第42条第2項」を「貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の10第3項及び第4項」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

貸金業法抜すい

(報告徴収及び立入検査)

第24条の6の10第3項 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第24条の6の10第4項 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から営貸金業の業務の委託を受けたの者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

告 示

沖縄県告示第754号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島	平成20年1月28日（月曜日）午前10時から正午まで	竹富町農村婦人の家
竹富町字小浜	平成20年1月30日（水曜日）午前10時から正午まで	小浜公民館
竹富町字波照間	平成20年2月1日（金曜日）午前10時から正午まで	波照間公民館
与那国町	平成20年2月5日（火曜日）午後1時から午後4時まで	与那国町中央公民館
	平成20年2月6日（水曜日）午前9時から午前11時まで	久部良多目的集会施設

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島、竹富町字小浜、竹富町字波照間及び与那国町	平成20年1月28日（月曜日）から同年3月10日（月曜日）まで	特定計量器の取り付けがある土地又は建物その他の工作物の所在の場所

沖縄県告示第755号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 有限会社クリーンリサイクル 沖縄県うるま市勝連内間2598番地の1 代表取締役 恩納悟
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所 沖縄県うるま市勝連平敷屋内千久2667番外5筆
- 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物管理型最終処分場
- 処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、

金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号の廃棄物

5 申請年月日 平成19年9月20日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 沖縄県文化環境部環境整備課、沖縄県福祉保健部中部福祉保健所及びうるま市市民部環境課

(2) 縦覧期間 平成19年12月18日（火曜日）から平成20年1月17日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

7 意見書の提出先及び提出期間

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、次のとおり知事に対し生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

(1) 提出先 沖縄県文化環境部環境整備課又は沖縄県福祉保健部中部福祉保健所

(2) 提出期間 平成19年12月18日（火曜日）から平成20年1月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 意見書の記載事項等 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所を記載すること。

沖縄県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、嵐山南部地区県営土地改良事業（区画整理・農用地造成）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成19年12月19日から平成20年1月23日まで

3 縦覧に供する場所 名護市役所

4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、島の上地区県営土地改良事業（農業用道路）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成19年12月19日から平成20年1月23日まで

3 縦覧に供する場所 大宜味村役場

4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第758号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、真壁南地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年12月19日から平成20年1月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 糸満市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第759号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、多良間村長から協議のあった仲筋地区村営土地改良事業（農業用排水施設）の計画の変更について、平成19年12月7日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年12月19日から平成20年1月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第760号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、多良間村から申請のあった多良間村亀出地区（村営基盤整備促進事業）の換地計画について、平成19年12月7日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年12月19日から平成20年1月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、与那国町から与那国町貢馬地区（町営基盤整備促進事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第762号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡国頭村字安波川瀬原1102番・1130番1・1228番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1108番1、1229番、1230番
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第763号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 名護市
- 2 事業の種類 地域用水環境整備事業（真喜屋地区）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 名護市字真喜屋地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
地域用水環境整備事業（真喜屋地区）（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である名護市が事業主体となって、真喜屋ダム周辺の環境整備をするものであり、法第3条第32号に該当する事業である。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である名護市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体である。
また、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
 - ア 事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業に係る起業地は、国営環境保全型かんがい排水事業によって整備された真喜屋ダム周辺である。真喜屋ダム建設によって周辺地域への安定的なかんがい用水が確保され、農業の生産性の向上と農業経営の安定化が図られた。また、堆積の進む羽地内海への土砂流出防止の役割も果たしている。
しかし、ダムを建設する以前の豊かな自然環境は失われ新たに広大な空間が創出された。
本件事業では、植樹やビオトープの整備を行い森林と生物群集の生活空間を保全し、またせせらぎ水路、東屋、駐車場等の整備を行い住民が直接水と触れあえる場所と憩いと安らぎの場所を提供す

る。真喜屋ダムは、公の土地改良施設でありその施設整備により失われた環境を整備し、また周辺住民への憩いと安らぎの場を提供することは公益上必要である。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地には、特に保全すべき動植物は存在しないことから、失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

上記のとおり、既に真喜屋ダム建設事業が完了しているため、事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 名護市役所産業部産業建設課

沖縄県告示第764号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所の長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村字宜名真地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成19年12月18日から平成20年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（道路計画図面作成）

沖縄県告示第765号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 名称 平和祈念公園
- 2 位置 糸満市字摩文仁
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 平成19年12月18日

沖縄県告示第766号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名 称	所 在 地	売りさばき所の所在地	指定年月日
財団法人沖縄県防犯協会連合会	那覇市泉崎1丁目2番2号	那覇市泉崎1丁目2番2号	平成19年12月7日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年2月6日まで縦覧に供する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年12月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハマスーキ
- 3 代表者の氏名 上原謙
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市字糸満2185番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、個人や教育機関、各種団体に対して、漁業資料館の運営に関する事業や「海のふるさと公園」管理受託事業、漁具グッズ製作・販売事業、「帆掛サバニ走せー大会」開催事業などを行い、由緒ある糸満漁業の歴史・文化を保存・継承するとともに、漁業関連の資料収集、製作、展示、ワークショップ等の活動を通して、広くまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年2月7日まで縦覧に供する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成19年12月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障がい者支援センターびゅあ
- 3 代表者の氏名 栄盛庄美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市真栄里857番地糸満市社会福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、知的障害者に対して、相談及び指導、自立訓練及び支援事業、地域交流事業などに関する事業を行い、知的障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成19年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成20年1月23日（水曜日）午前8時30分から午後5時まで及び同月24日（木曜日）午前8時30分から午後5時30分まで
 - (2) 場所 那覇地域職業訓練センター 那覇市西3丁目14番1号 電話番号098-868-0439
- 2 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者
- 4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6か月以内に撮影した上半身無帽で正面向きのもの）を添えて、平成20年1月11日（金曜日）までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）へ問い合わせること。

訓 令

沖縄県訓令第68号

文 化 環 境 部

貸金業苦情相談員設置規程及び貸金業等調査員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

貸金業苦情相談員設置規程及び貸金業等調査員設置規程の一部を改正する訓令

（貸金業苦情相談員設置規程の一部改正）

第1条 貸金業苦情相談員設置規程（昭和59年沖縄県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「処理するための貸金業苦情相談員の設置、勤務条件、職務、その身分の取扱い等に関し、」を「処理するため、貸金業苦情相談員の設置、身分、勤務条件等に関し」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「文化環境部県民生活課長」の次に「（以下「県民生活課長」という。）」を加え、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委嘱及び委嘱期間）

第5条 相談員は、貸金業に係る問題に関し必要な知識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

第7条第2項中「文化環境部県民生活課長」を「県民生活課長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 相談員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第8条を次のように改める。

（服務）

第8条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条第1号中「第5条」を「第4条」に、「怠った」を「怠つた」に改め、同条第4号中「なくなった」を「なくなった」に改める。

第10条中「事項は、」の次に「文化環境部長が」を加える。

（貸金業等調査員設置規程の一部改正）

第2条 貸金業等調査員設置規程（平成3年沖縄県訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号。以下「貸金業規制法」という。）第42条第2項」を「貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の10第3項及び第4項」に改める。

第4条ただし書中「貸金業規制法」を「貸金業法」に改め、同条第1号中「貸金業規制法第42条第2項」を「貸金業法第24条の6の10第3項及び第4項」に改める。

第7条第3項中「適用を受ける職員」の次に「の勤務時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年12月19日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円